

1 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について

(1) 身体障害者手帳

各種手続	持 参	申請先
新規交付申請	診断書、写真(縦4cm 横3cm)、マイナンバーのわかるもの	ふくしかかり 福祉係
紛失・破損	身体障害者手帳(破損のみ)、写真、マイナンバーのわかるもの	
居住地変更	身体障害者手帳、マイナンバーのわかるもの	
障害程度変更	身体障害者手帳、診断書、写真、マイナンバーのわかるもの	
返 還	身体障害者手帳、マイナンバーのわかるもの	

- ※1、障がい者でなくなったとき、死亡したときは手帳を返還してください。
- 2、写真は、1年以内に撮影した、脱帽・上半身のものを用意してください。
脱帽について、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で覆うことを認める場合を除きます。
- 3、診断書は申請日の3カ月以内に作成したものを用意してください。

(2) 療育手帳

各種手続	持 参	申請先
新規交付申請	写真(縦4cm 横3cm) (18歳未満は児童相談所、18歳以上は北海道立心身障害者総合相談所の判定を受けたかた)、マイナンバーのわかるもの	ふくしかかり 福祉係
紛失・破損	療育手帳(破損のみ)、写真、マイナンバーのわかるもの	
記載事項変更	療育手帳	
返 還	療育手帳	

- ※1、住所・氏名・保護者が変わったときは、速やかに届け出てください。
- 2、障がい者でなくなったとき、又は死亡したときは速やかに手帳を返還してください。
- 3、写真は、1年以内に撮影した、脱帽・上半身のものを用意してください。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

各種手続	持 参	申請先
新規交付申請 ・更新申請	診断書(初診日から6カ月を経過したもの)、又は、障害年金証書・年金振込通知書(精神障がいを事由とするもの)、写真(縦4cm 横3cm)(新規のかたのみ)、精神障害者保健福祉手帳(更新時のみ)、マイナンバーのわかるもの	ふくしかかり 福祉係
等級変更申請	更新申請と同じ、写真、マイナンバーのわかるもの	
紛失・破損	精神障害者保健福祉手帳(破損のみ)、写真、マイナンバーのわかるもの	
記載事項変更	精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーのわかるもの	
返 還	精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーのわかるもの	

- ※1、診断書は申請日の6カ月以内に作成したものを用意してください。
- 2、障がい者でなくなったとき、又は死亡したときは速やかに手帳を返還してください。